

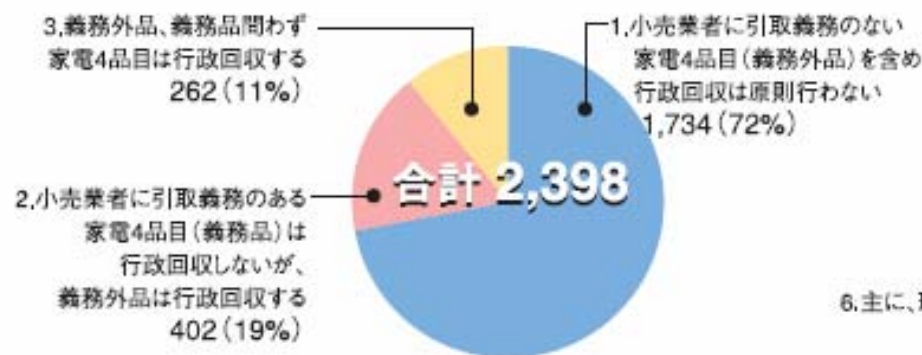
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)

(3)

家電4品目の取扱について

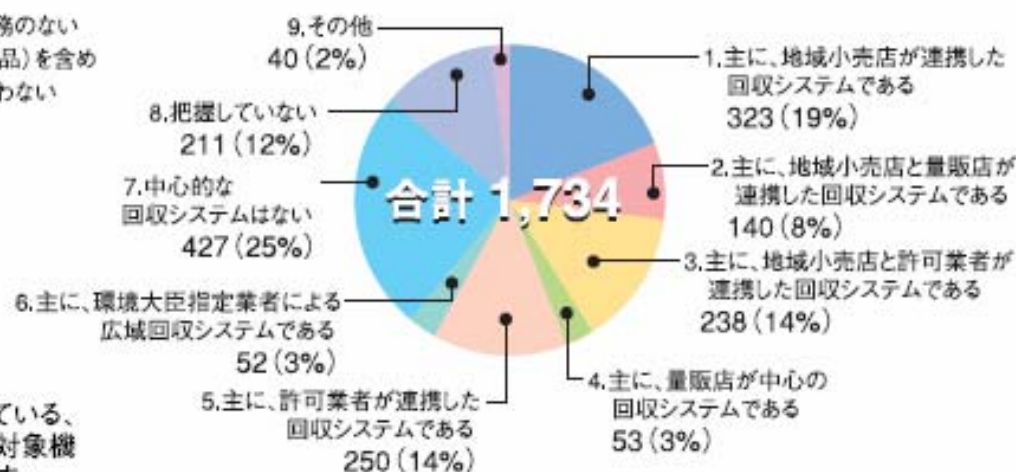
7割に当たる市区町村が家電4品目の行政回収を原則として行っておらず、家電小売店を中心とした回収システムを構築等しています。

①家電4品目の処理体制



※義務品とは、小売業者が排出者から引き取らなければならないとされている、自ら過去に販売した対象機器と買い替えの際に引き取りを求められた対象機器のことを指します。義務外品とは、義務品以外の家電4品目を指します。

②行政回収を原則行わない市区町村における義務外品の回収システム



(参考)『手数料条例で設定している収集運搬料金の額はいくらですか』

○収集運搬料金(単純平均値)

エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
2,257円	2,132円	2,365円	2,118円

回収された資源量

リサイクルプラントに搬入された特定家庭用機器はリサイクル処理され、鉄、銅、アルミニウム、ガラス等が有価物として再商品化されました。

平成16年度のリサイクルの実績等は、各家電メーカーのホームページ、(財)家電製品協会ホームページを通じ公表されています。



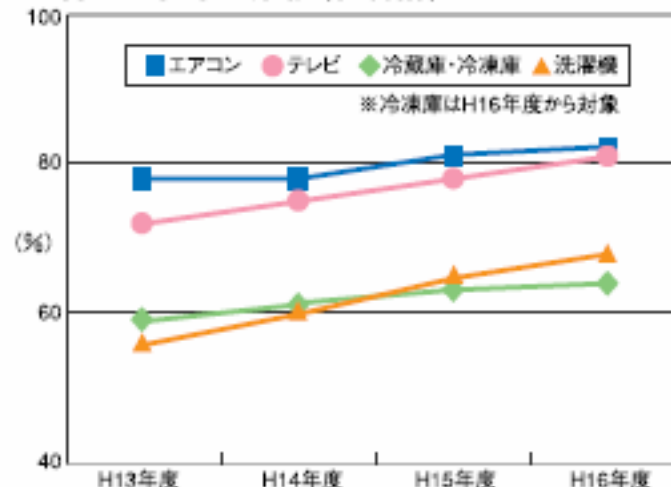
(財)家電製品協会
ホームページ

▶ <http://www.aeha.or.jp>

■再商品化実績(平成16年度)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
指定引取場所での引取台数 [千台]	1,814	3,786	2,801	2,813
再商品化処理台数 [千台]	1,809	3,777	2,807	2,791
再商品化等処理重量 [t]	79,044	103,200	161,131	85,764
再商品化重量 [t]	64,939	83,868	103,546	58,710
再商品化率 [%] (法定基準)	82%(60)	81%(55)	64%(50)	68%(50)

■再商品化率の推移(総合計)



*再商品化処理台数及び再商品化等処理重量は平成16年度に再商品化等に必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総台数及び総重量。

*値は全て小数点以下を切り捨て。

*指定引取場所での引取台数及び再商品化処理台数には、管理票の誤記入等により、処理すべき製造業者等が確定していないものは含まれません。

再商品化重量の内訳

平成16年度に部品または材料として利用する者に有償または無償で譲渡する状態にした素材別の重量は合計で31万1千トンでした。

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
鉄〔トン〕	25,878	8,167	71,608	37,668
銅〔トン〕	4,137	3,835	1,267	789
アルミニウム〔トン〕	1,340	123	380	455
非鉄・鉄など混合物〔トン〕	30,396	1,100	19,401	10,893
ブラウン管ガラス〔トン〕	—	60,818	—	—
その他の有価物〔トン〕	3,185	9,823	10,888	8,903
総重量〔トン〕	64,939	83,868	103,546	58,710

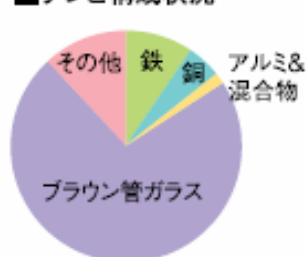
*小数点以下切り捨て。

*「その他の有価物」とは、プリント基板、その他のプラスチック等。

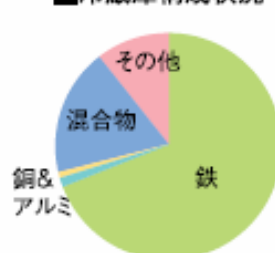
■エアコン構成状況



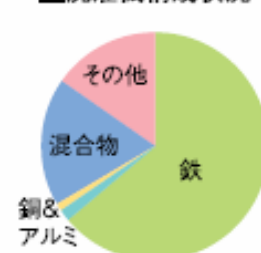
■テレビ構成状況



■冷蔵庫構成状況



■洗濯機構成状況



冷媒フロン・断熱材フロンの回収破壊について

エアコンや冷蔵庫・冷凍庫から回収される冷媒フロンの総重量についても増加傾向にあります。

なお、平成16年4月から、フロン類の回収・破壊等を一層進める必要性を踏まえ、家庭用冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンについても、回収・破壊等が義務づけられました。

■冷媒及び断熱材として使用されていたフロン類の回収された総重量

平成15年度				平成16年度			
エアコン	860,496kg	冷蔵庫	286,646kg	エアコン	994,732kg	冷蔵庫・冷凍庫	冷媒フロン
							断熱材フロン
							310,915kg
							625,490kg

製品含有物質管理制度の概要

国際市場製品を開発・販売している製造事業者においては、自社製品の環境配慮を促進し、国際市場における製品に対する環境ルールに適合する観点から、材料及び部品の調達時に含有物質情報等の情報を求めるいわゆる「グリーン調達」を行う動きが広がっており、製品のサプライチェーン全体にわたり伝達すべき環境情報の共通化といった対応がこれまで以上に求められています。

そこで、我が国では、特定の物質の情報を製品サプライチェーンの中で管理し、情報を開示・モニタリングするため、また、国際規格との整合性の確保を機動的に行うため、JIS規格を活用し、製品の製造・輸入事業者に対して、当該物質の含有に係る情報開示を義務付けることとしました。

対象製品

- パーソナルコンピュータ
- ユニット型エアコンディショナー
- テレビ受像機
- 電気冷蔵庫
- 電気洗濯機
- 電子レンジ

対象物質

- 鉛及びその化合物
- 水銀及びその化合物
- 六価クロム化合物
- カドミウム及びその化合物
- ポリブロモビフェニル
- ポリブロモジフェニルエーテル
(デカブロモジフェニルエーテルを除く)

		法令(義務付け)
6物質 含有あり	表示(マーク) 	●マーク表示と情報開示の義務付け ●含有は、マークで表示 ●運用規定(具体的な内容は)JISによる
6物質 含有なし	マークを参考として記載 附属書4(参考) 	任意表示 JISで決めておく必要あり 1.消費者・リサイクラー向け 2.対象製品以外にも付けられる